

# 地域振興県土警察常任委員会資料

(平成29年6月12日)

## [件名]

- 1 鳥取県国民保護協議会の開催結果について  
(危機対策・情報課) … 1
- 2 弾道ミサイル落下を想定した国民保護訓練(対応シミュレーション  
訓練)の実施結果について  
(危機対策・情報課) … 3
- 3 平成29年度第1回原子力安全顧問会議の開催結果について  
(原子力安全対策課) … 4
- 4 平成29年度第1回原子力安全対策合同会議の開催結果について  
(原子力安全対策課) … 7
- 5 第63回鳥取県消防ポンプ操法大会の開催について  
(消防防災課) … 10

危 機 管 理 局

D  
✓

✓  
✓

## 鳥取県国民保護協議会の開催結果について

平成29年6月12日  
危機対策・情報課

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第34条に基づき作成している「鳥取県国民保護計画」の変更案（以下「計画（変更案）」という。）について諮問するため、次のとおり「鳥取県国民保護協議会」（以下「協議会」という。）を開催しました。

- 1 開催日時 平成29年6月2日（金）午前11時から11時30分
- 2 開催場所 鳥取県災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）
- 3 出席者 協議会会長（平井知事）を含め協議会委員20名が出席（委員総数25）  
※出席状況は末尾表のとおり

#### 4 協議会の内容

##### (1) 議事（鳥取県国民保護計画の変更案について）

協議会の開催までに行った意見照会の結果を反映した計画（変更案）について事務局から説明を行い、委員からは特段の質問や意見はなく、変更案が了承された。

##### <計画（変更案）の概要>

###### 1 弾道ミサイル対応項目の追加

- (1) 県民が迅速に避難行動を行うことができるよう、平素から啓発することを明記
- (2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）による弾道ミサイル等の発射・避難情報について、国から新たに示された「発射予告がなく、我が国領土・領海へ影響する場合の影響地域への情報伝達」を具体的に明記
- (3) 弾道ミサイル落下時に、県民に対して避難の指示等を行うことを明記
- (4) 弾道ミサイル発射予告があった場合、国からの確度の高い情報が提供された場合は、県の情報連絡会議等を開催し、体制や対応方針等を確認するとともに、市町村等関係機関と情報共有することを明記
- (5) 弾道ミサイル発射に伴う被害情報の収集や消防庁への報告の手続きを明記

###### 2 防災情報の提供の充実、要配慮者のための食品確保

- (1) 住民等への情報提供手段として、あんしんトリピーメール、とりネット、ツイッター、フェイスブック、Jアラート、エリアメール等の多様な広報手段（いずれも、既に現在活用している情報提供手段）を用いることを明記
- (2) 避難住民の食品として、粉ミルク及び離乳食、お粥等の柔らかい食品など、多様な人に配慮した食品確保に努めることを明記

###### 3 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の反映

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて修正された鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）によって対策を行うことを明記

- ・県の原子力安全顧問への参集要請
- ・緊急時モニタリングの実施
- ・安定ヨウ素剤の予防服用
- ・避難退域時検査及び簡易除染の実施
- ・OILに基づく飲食物の摂取制限等の実施 等

###### 4 国策定の「国民の保護に関する基本指針」の変更を踏まえた修正

- ・避難事務の委託

県境を越える避難の場合で、避難先の都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合は、安全確保の責務の明確化等のため、避難先の都道府県知事にその事務を委託することを明記

###### 5 その他所要の変更（県や国の組織名の変更、法令の変更など）

(2) 報告事項

1) 平成29年度鳥取県国民保護訓練（国共同）〈案〉

- 平成30年2月頃に実施予定の国との共同訓練（案）の概要について事務局から説明を行った。
- 委員から、訓練への協力について意見があり、協力をお願いした。

2) 北朝鮮弾道ミサイル発射事案に対する鳥取県の対応

- 北朝鮮の相次ぐミサイル発射事案に対する県の対応状況（警戒連絡体制、情報連絡会議など）について説明を行った。
- 委員から、県東部の県庁と県西部の海上保安部や自衛隊等との密接な連携について意見があり、テレビ会議システム等も活用しながら、引き続き連携方策の検討を進める。
- 委員から、漁船への情報伝達の現状について質問があり、海上保安庁から航行警報で情報を提供していることの紹介があった。県からは、漁業無線局を通じた伝達体制について説明するとともに、県議会及び県から国に要望していることを説明した。

3 今後のスケジュール

早ければ、平成29年6月下旬にも計画（変更案）について、国の承認が得られる予定である。  
 ※国承認後は県議会に報告する。

<協議会委員名簿及び出席状況>

機 関 名	協議会委員			出席
	役職名	委員名		代理者
鳥取県知事	知事	平井 伸治	○	
第八管区海上保安本部境海上保安部	部長	柳田 誠治	○	
陸上自衛隊第8普通科連隊	連隊長	福岡 和博	○	
航空自衛隊第3輸送航空隊	司令	北村 靖二	○	防衛部長 三浦 浩一
鳥取県教育委員会	教育長	山本 仁志	○	教育次長 森田 靖彦
鳥取県警察本部	本部長	井上 悦希	○	警備第二課長 足羽 将司
鳥取中部ふるさと広域連合消防局	消防局長	芦崎 理千	○	次長 遠藤 文記
西日本電信電話株式会社鳥取支店	支店長	高須 幸敏	○	主査 加藤 誠司
西日本旅客鉄道株式会社米子支社	副支社長	今津 裕司	○	室長 高岡 喜文
中国電力株式会社鳥取支社	マネージャー(総務)	鈴木 周一	○	
社団法人鳥取県バス協会	理事	澤 耕司	○	事故防止対策委員会副委員長 中島 文明
社団法人鳥取県看護協会		小畑 百合子	○	
株式会社山陰放送	執行役員管理総局長 兼ラジオ総局長	平尾 達志	○	鳥取支社長 有本 千香子
日本海テレビジョン放送株式会社	総務人事部長	深田 真由美	○	
山陰中央テレビジョン放送株式会社	報道制作部長	澤田 陽	○	
株式会社エフエム山陰	放送部長	角 秀一	○	鳥取支社長 今岡 弘義
愛真幼稚園	副園長	川木 恵美	○	
日南町福栄女性消防隊	隊長	河上 睦子		
日本赤十字社鳥取県支部	指導講師	榎本 京子	○	
岩美町出納室	会計管理者兼出納室長	出井 康恵	○	
江府町消防団第3分団	分団長	高津 範子		
JAとっとり女性協議会	会長	福井 美幸	○	
公益社団法人ガールスカウト鳥取県連盟	副連盟長	菅田 千賀子		
障害福祉サービス事業所「吾亦紅」	統括施設長	角 喜美江		
小規模多機能居宅介護「照陽の家」	管理者	濱崎 さとみ		

## 弾道ミサイル落下を想定した国民保護訓練（対応シミュレーション訓練）の実施結果について

平成29年6月12日

危機対策・情報課

北朝鮮によるミサイル発射が相次ぎ緊迫した状況にあることから、不測の事態に備えるため弾道ミサイルが本県に落下したことを想定し、県、防災関係機関の対応方針や連携要領等を確認することを目的に、国民保護訓練（対応シミュレーション訓練）を実施しました。

1 実施日時 平成29年6月6日（火）14:00～16:00

【第1部】14:00～14:45 県の初動対応訓練

【第2部】14:55～16:00 防災関係機関連携訓練

2 実施場所 鳥取県災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）

3 実施内容

（1）【第1部】県の初動対応訓練

ア 実施概要

弾道ミサイルが本県に落下（場所不明）したことを想定し、直後に開催される県国民保護対策本部会議において県各部局の初動対応等を確認した。

イ 訓練参加者

知事、副知事、関係部局長、県警察本部、陸上自衛隊第8普通科連隊、東部消防局、中部消防局、境海上保安部、日本赤十字社 等

ウ 知事総括

- ・万が一のミサイル落下に備えた訓練を実施することで、具体的な対応に一步踏み込んだ。
- ・今回は落下地点を未定と想定したこともあり、各部局が概括的な行動を列挙したが、国民保護計画の役割を潰していくのではなく、市町村や住民からの情報も手掛かりに落下地点を把握し、対策のポイントを絞って対処することが必要である。
- ・自然災害とは異なり、結果が既に起こっており、危険性がわからない中ではあるが、危険区域の設定や負傷者の救出等ピンポイントの対策に人と資源を集中し注力する必要がある。
- ・様々な知見を積み重ねて対応能力を高めていくことが重要である。

（2）【第2部】防災関係機関連携訓練

ア 実施概要

架空の鳥取市内のスタジアム付近にミサイルが落下したことを想定し、落下現場における各関係機関の現場対応や連携要領等について、地図を用いて実務担当者を中心に確認した。

イ 訓練参加者

県の関係部局、県警察本部、陸上自衛隊第8普通科連隊、東部消防局、中部消防局、境海上保安部、日本赤十字社 等

ウ 訓練成果

各関係機関の現場における具体的な役割・対応を実務担当者間で協議し、現場における対応方法や対応能力と今後の課題が確認できた。

エ 判明した主な課題

- ・化学・生物剤への対応のため、各機関が保有する防護服等の資機材の詳細な確認と情報共有
- ・現場の対応や指示、情報の集約や発信など、具体的な現場の各機関の役割の明確化
- ・現場で採取した検体を運搬する機関の確認

4 今後の対応等

今回の訓練で得られた知見や課題等を踏まえ、関係機関の対応能力、役割、対応内容及び連携等について、一層具体化、向上を図るため、引き続き実務者による協議を重ね、不測の事態への対応能力の向上に努める。

## 平成29年度第1回鳥取県原子力安全顧問会議の開催結果について

平成29年6月12日  
原子力安全対策課

認可を受けた島根原子力発電所1号機に係る廃止措置計画、本県のモニタリング等について専門的な意見を得ることを目的として原子力安全顧問会議を開催しました。廃止措置計画の審査結果について、原子力規制庁及び中国電力から説明を受け審査を行い、顧問会議としての専門的意見及び報告書を取りまとめました。

1 開催日時 5月26日（金）午前10時～正午

2 開催場所 米子ワシントンホテルプラザ（米子市明治町）

### 3 出席者

- (1) 鳥取県原子力安全顧問（佐々木顧問、内田顧問、青山顧問、西田顧問）
- (2) 知事、副知事、危機管理局長、原子力安全対策監、原子力安全対策課、原子力環境センター
- (3) 原子力規制庁（丸山原子力規制部安全規制調整官ほか1名）
- (4) 中国電力（古林島根原子力本部長ほか6名）
- (5) オブザーバー（県（水・大気環境課、西部総合事務所）、米子市、境港市ほか）

### 4 議題と主な内容

1号機廃止措置計画の審査結果に関して原子力規制庁と中国電力から説明が行われ、各顧問により内容確認が行われ、顧問会議としての審査結果が取りまとめられた。

#### (1) 審査事項

##### ア 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可に係る審査結果（説明：原子力規制庁）

原子力規制庁から発電用原子炉の廃止措置制度の概要、廃止措置計画の認可基準、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の認可基準への適合性に関する審査結果について説明を受けた。

##### （主な確認事項等）

- ・使用済み燃料プールにおける冷却水の瞬時の全量喪失とその評価手法の信頼性については、冷却水の瞬時の全量喪失が一番厳しい条件であり、使用済み燃料の健全性評価に関しては原子力規制委員会及び被ばく、燃料の各研究者とともに評価した。
- ・今回の審査範囲は全体計画と第1段階（解体工事準備期間）の具体的事項であり、厳正に審査が行われ、廃止措置計画が認可基準に適合していること、そして実施段階において原子力規制庁が保安検査等により廃止措置計画が適正に履行されているか監視する。

##### イ 島根原子力発電所1号機の廃止措置計画（説明：中国電力）

中国電力から廃止措置計画全体の工程、基本方針及び安全管理の体制、第1段階に行う具体的事項等について、本県等から要求している事項に関するものを中心に説明を受けた。

##### （主な確認事項等）

- ・放射線管理区域外の解体撤去中の粉じん飛散防止の方法について、第2段階に入る前に詳細に検討を行い無理のない計画で実施すること、建物を最後まで残すとともに、今後、粉じんが飛散しないようにする具体的な計画を詳細に検討する。
- ・30年間という長いスパンでは地震等の自然災害も起こり得るが、一番厳しい状況が災害の種類に係わらず使用済み燃料プールの冷却水の瞬時の全量喪失であり、すでに、送水車、高圧発電機車、可搬型の代替注水設備など安全確保上必要な設備を配備している。また、第2段階に入る前に防護対策等の具体的な計画を立てていく。
- ・第1段階で発生する低レベル放射性廃棄物の処分方法について、第1段階でも低レベル

放射性廃棄物は発生するが、今までの維持段階と同じ六ヶ所村にある施設に搬出しているレベル程度のものしか発生せず、今後トレーサビリティ（廃棄段階までの追跡）などをしっかり行っていく。

- ・中国電力からの事前報告に対する回答（H28.6.17付）の際に対応を求めた条件がどのように対応されているか、またその他独自の安全対策を行っていく。
- ・さらに、副知事からは住民や議会に対してわかりやすく丁寧に説明責任を果たすよう要請した。

#### ウ 鳥取県原子力安全顧問会議の報告書及び総括コメント

報告書及び総括コメントを決定した。

(座長総括コメント)

- ・顧問会議として県から依頼を受け、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について、原子力規制庁の審査内容、中国電力の廃止措置作業内容、及び認可申請の事前報告に対して昨年6月の回答で鳥取県が付した条件への対応について専門的な観点から審議した。
  - ・その結果、
    - ①廃止措置計画が原子力規制庁において厳格に審査され認可基準に適合していること
    - ②廃止措置作業が安全に行われる見込みであること
    - ③実施段階において、国が保安検査等で適正な履行を確認していくこと以上の点を確認し、現時点では廃止措置計画が適正であることを確認。
- ・しかしながら
  - ①廃止措置は長期に渡るプロセスが必要なこと
  - ②各段階ごとに作業内容が異なること
  - ③使用済燃料の搬出や低レベル放射性廃棄物の処分等は第2段階以降のことであることを考慮し、第2段階の開始前には改めて確認する必要があることを申し添える。

#### (2) 報告事項

##### ア 島根原子力発電所2号機適合性審査の状況（説明：中国電力）

宍道断層東端について詳細な地質データにより、再度説明を求められているなど国において慎重に評価が行われている。

##### イ 不適切事案〔低レベル放射性廃棄物（LLW）、ダクト問題〕の対応状況（説明：中国電力）

(ア) LLWのモルタル充填に用いる流量計問題については、昨年度末に統合型保全システム（EAM）を改良し、全ての是正対策が実施済みまたは実施段階となり、今後国の保安検査を受ける予定。

(イ) 2号機中央制御室空調換気系ダクトの対応について、原因究明と対策に関して、現在、国の審査を受けている。

#### (3) 了承事項

##### ア 平成28年度モニタリング結果の評価（説明：原子力環境センター）

##### イ 平成29年度平常時モニタリング計画（説明：原子力環境センター）

原子力環境センターから平成28年度のモニタリング結果及び平成29年度の平常時モニタリング計画について説明を行い、了承された。

<別紙> 鳥取県原子力安全顧問一覧

鳥取県原子力安全顧問一覧

(平成29年4月1日現在、分野内は五十音順)

分野	専門分野	顧問名	所属・役職	御出欠
環境 モニタリング	放射線計測・防護	うらべ いづま 占部 逸正	福山大学・教授	
	環境放射能	えんどう さとる 遠藤 暁	広島大学・教授	
	放射能環境変動	ふじかわ ようこ 藤川 陽子	京都大学原子炉実験所・准教授	
放射線 影響評価	放射線治療・放射線物理	うちだ のぶえ 内田 伸恵	鳥取大学医学部附属病院・教授	御出席
	線量評価(内部被ばく)	かい みちあき 甲斐 倫明	大分県立看護科学大学・教授	
	緊急被ばく医療	かみや けんじ 神谷 研二	広島大学・副学長	
原子炉工学	原子力工学	あおやま たかふみ 青山 卓史	日本原子力研究開発機構・研究主席	御出席
	原子力工学	かたおか いさお 片岡 勲	大阪大学名誉教授 福井工業大学・工学部長・教授	
	原子炉物理	きただ たかのり 北田 孝典	大阪大学・教授	
	熱加工力学、材料力学	もちづき まさひと 望月 正人	大阪大学・教授	
放射性廃棄物	核燃料サイクル	ささき たかゆき 佐々木 隆之	京都大学・教授	御出席
地震関係	地震活動・震源メカニズム	にしだ りょうへい 西田 良平	鳥取大学名誉教授	御出席
地下水対策	水工学	ひのきたに おさむ 檜谷 治	鳥取大学・教授	

任期：平成28年10月17日～平成30年10月16日



## 平成 29 年度第 1 回鳥取県原子力安全対策合同会議の開催結果について

平成 29 年 6 月 12 日

原子力安全対策課

島根原子力発電所 1 号機廃止措置計画が認可されたことを受け、米子・境港両市の原子力発電所環境安全対策協議会と鳥取県との合同会議を開催し、原子力規制庁及び中国電力株式会社から審査結果等の説明を聞き、住民等との情報共有や率直な意見交換を行うとともに、専門家である鳥取県原子力安全顧問の審査結果の報告を受けました。

1 日 時 5 月 26 日（金）午後 2 時 30 分から 3 時 42 分

2 場 所 米子ワシントンホテルプラザ（米子市明治町）

### 3 出席者

- (1) 鳥取県 知事、副知事、関係部局長等
- (2) 原子力安全顧問 佐々木顧問、内田顧問、青山顧問、西田顧問（13 名中 4 名出席）
- (3) 米子市、境港市 原子力発電所環境安全対策協議会委員（会長は各市長）
- (4) 説明者 ①原子力規制庁 原子力規制部 丸山安全規制調整官ほか 2 名  
②中国電力株式会社 古林島根原子力本部長ほか 4 名

### 4 内容等

(1) 島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可に係る審査結果について（説明：原子力規制庁）

原子力規制庁から発電用原子炉の廃止措置制度の概要、廃止措置計画の認可基準、島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画の認可基準への適合性に関する審査結果について説明を受けた。

（主な確認事項）

- ・廃止措置作業が計画どおり適正に進められているかどうかについては、原子力規制庁において施設定期検査や保安検査で確認し、ホームページ等でその結果を公開していく。
- ・廃止措置計画の前提となる六ヶ所村再処理工場の稼働については、新規制基準への適合性審査が原子力規制委員会で進められている。

(2) 島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画について（説明：中国電力）

中国電力から、廃止措置計画全体の工程、基本方針及び安全管理の体制、第 1 段階に行う具体的事項等について、本県等から要求している事項に関するものを中心に説明を受けた。

（主な確認事項）

- ・廃止措置作業の実施に当たっては、立地自治体及び周辺自治体との安全協定に基づき、中国電力が関係自治体の理解を得られるよう丁寧に説明していく。
- ・廃止措置計画の第 3 段階が始まる前までの今後の 1 4 年間の間に使用済燃料の搬出が実施される見込みである。
- ・中国電力は低レベル放射線廃棄物が一般の産業廃棄物処分場等に持ち込まれないよう、放射線のレベルに応じて分類し、厳密に管理していく。

(3) 鳥取県原子力安全顧問会議からの報告（説明：鳥取県原子力安全顧問）

各原子力安全顧問からそれぞれの専門の観点から、廃止措置計画が原子力規制委員会の認可基準に基づき適正な内容であると確認したことが報告され、同日午前中の原子力安全顧問会議で座長を務めた佐々木顧問から総括的な報告があった。

《佐々木顧問からの報告》

- ・鳥取県原子力安全顧問会議としては、今回、鳥取県から依頼を受けて、島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画について、原子力規制庁の審査内容、中国電力の廃止措置作業内容、そ

して認可申請の事前報告に対して昨年6月の回答で鳥取県が付した条件への対応について、専門的な観点から審議した。

- ・その結果、中国電力の廃止措置計画が原子力規制庁において厳格に審査され認可基準に適合していること、さらに中国電力が行う廃止措置作業が安全に行われる見込みであること、また、実施段階において、国が保安検査等で適正な履行を確認していくこと、以上の点を確認し、現時点では廃止措置計画が適正であることを確認した。
- ・しかし、廃止措置は長期に渡るプロセスが必要であること、また各段階で作業内容が異なること、更に、使用済燃料の搬出や低レベル放射性廃棄物の処分等は第2段階以降のことであることを考慮し、第2段階の開始前には改めて確認する必要があることを申し添えておく。

#### (4) まとめ

米子市長、境港市長から両市協議会を代表して今後の対応の考え方を述べていただき、知事が総括した。

##### ア 米子市長コメント

- ・本日は、原子力規制庁と中国電力から説明を受け、委員の皆様からの質疑、それに対する応答、それぞれを一つ一つお聞きし、あらためて米子市としても貴重な意見として承っていきたい。
- ・鳥取県原子力安全顧問の皆さんから現時点の計画に対する御所見を伺ったが、その中では計画が長期にわたることから、第二段階に移行する際には、しっかりと確認をするようにという意見を伺った。
- ・これらの意見を踏まえて、そして、今後のプロセスを踏まえて、地域住民の皆様のお安全というものを第一に考えながら、今後、最終的に米子市としての1号機廃止措置計画に対する考え方をまとめて参りたい。

##### イ 境港市長コメント

- ・本日は、原子力規制庁と中国電力から御説明をいただき、そして大変重く受け止めているが、原子力安全顧問会議から、原子力規制庁の審査内容、そして中国電力の廃止措置作業内容等について、厳正な審査を行った結果、現時点では廃止措置計画が適正であることを確認したという御報告を伺った。
- ・そしてまた、多くの安全対策委員からも、いろんなご質疑があり、境港市としては、本日のこういった説明と報告を参考にして、今後の住民説明会や市議会での説明なども、総合的に勘案をして市としての考え方をまとめて、鳥取県、そして米子市と協議を進めていきたい。

##### ウ 知事コメント

- ・本日は様々なご意見が出されたが、総じて、廃炉作業を適正に実施することが必要ということであり、残された課題として使用済核燃料の搬出の課題、廃棄物の課題も提示をされた。
- ・30年という長きにわたるスパンであり、段階を追って、我々としても監視をし、フォローアップすることが必要であり、規制庁や中国電力で適正な監視、管理を行っていただくことが絶対に曲げてはならない原則だと考えている
- ・今後、県としても両市の最終的なご意見も踏まえながら県議会と協議をし、私どもの意見を取りまとめて参りたい。

#### 《参考1》 鳥根原子力発電所1号機廃止措置計画に係る経緯

【平成27年】 4/30 1号機の営業運転を終了

12/22 安全協定の一部改定（廃止措置手続きの明確化）

【平成28年】 4/28 中国電力が県に安全協定に基づき認可申請の事前報告

6/17 県から中国電力へ事前報告に対する回答（条件を付した上で最終的

な意見を留保する旨を回答)

	7 / 4	中国電力が国に廃止措置計画の認可を申請
【平成29年】	2 / 14	中国電力が廃止措置計画の補正を国に申請
	4 / 19	原子力規制委員会が廃止措置計画を認可
	5 / 16	鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム(以下「PT」)会議の開催
	5 / 26	鳥取県原子力安全顧問会議、鳥取県原子力安全対策合同会議の開催
	6 / 1	中国電力主催の住民説明会(米子市)

#### 《参考2》鳥取県原子力安全対策合同会議の位置付け及び両市の原子力発電所環境安全対策協議会の構成

##### (1) 鳥取県原子力安全対策合同会議の位置付け

島根原子力発電所に関する原子力安全対策等について、重要な判断を要する場合において、住民等との情報共有や率直な意見交換、そして専門家である鳥取県原子力安全顧問の意見等を聞くため、米子・境港両市の原子力発電所環境安全対策協議会と鳥取県(原子力安全対策PT会議、原子力安全顧問会議)が合同で会議を開催するもので、平成28年5月22日に第1回を開催し、今回が2回目となる。

##### (2) 両市原子力発電所安全対策協議会の構成

米子市及び境港市では、島根原子力発電所の周辺環境への影響、安全対策等を把握し、市民の健康と安全の確保並びに原子力防災行政を推進することを目的として、以下の構成員からなる協議会を設置している。

###### 《主な構成団体》

自治連合会、小・中学校会長会、小・中学校PTA連合会、漁業協同組合、農業団体、商工会議所、青年会議所、観光協会、建設業協会、社会福祉協議会、消防団、医師会、公募委員等

## 第63回鳥取県消防ポンプ操法大会の開催について

平成29年6月12日

消 防 防 災 課

消防団員が火災等の災害から地域住民の生命・身体・財産を守るために必要な技術の向上及び士気の高揚を図り、もって消防活動の充実に寄与することを目的として、次のとおり「第63回鳥取県消防ポンプ操法大会」を開催します。

また、併せて住民に対する防火・防災意識の高揚、消防団への理解を深めることを目的として、会場内で起震車の体験やパネル等の展示を行います。

- 1 主 催 鳥取県、公益財団法人鳥取県消防協会
- 2 開催日時 平成29年7月2日（日）午前10時から午後3時30分まで
- 3 開催場所 鳥取市賀露町 鳥取港西浜地区埠頭用地  
※荒天の場合は、平成29年7月9日（日）に、米子市流通町 鳥取県消防学校  
屋外訓練場で開催

### 4 競技参加団体

#### (1) ポンプ車操法の部（5人で1チーム）

鳥取市	2チーム	岩美郡・八頭郡	2チーム
米子市	2チーム	東伯郡	2チーム
倉吉市	1チーム	西伯郡・日野郡	2チーム
境港市	1チーム		

※出場する分団は各地区の予選を経て決定

#### (2) 小型ポンプ操法の部（4人で1チーム）

鳥取市	2チーム	岩美郡・八頭郡	1チーム
米子市	2チーム	東伯郡	1チーム
倉吉市	2チーム	西伯郡・日野郡	2チーム

※出場する分団は各地区の予選を経て決定

#### (3) 軽可搬ポンプ操法披露の部

江府町女性消防隊

- 5 競技内容 消防ポンプの放水作業の動作の機敏さ、正確さを競う。

### 6 表彰

ポンプ車操法の部、小型ポンプ操法の部・・・各部門3位まで

軽可搬ポンプ操法を披露する女性消防隊

優秀選手・・・それぞれの役割（指揮者及び各操作員）で最も優秀な者1名（合計9名）

※大会結果は、大会当日の夕方、鳥取県のホームページで情報提供を行います。

### 7 第23回全国女性消防操法大会

#### (1) 開催日時

平成29年9月30日（土）

#### (2) 開催場所

向浜運動広場駐車場（こまちスタジアム駐車場）

秋田県秋田市新屋町字砂奴寄4-6

#### (3) 鳥取県代表

江府町女性消防隊